

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画（改定）

1 計画

公立就学前教育・保育施設の再編整備計画については、今後の井原市の就学前教育・保育施設のあり方についての答申と保護者や地域の意見・要望を踏まえ、次のとおり改定することとします。計画期間については、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

- 1 教育機能と保育機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園を3園とし、公立幼稚園及び保育園が設置されている西江原、芳井、美星地区の各園を順次移行する。
 - ・西江原地区：西江原幼稚園＋甲南保育園 → 令和9年度から移行
 - ・芳井地区：芳井保育園 → 令和9年度から移行
 - ・美星地区：美星幼稚園＋美星保育園 → 令和10年度から移行※芳井地区は芳井保育園の施設を、美星地区は美星幼稚園の施設を活用する。
※美星保育園は令和9年度末まで指定管理者制度による運営としている。
- 2 現在休園中の稲倉幼稚園、県主幼稚園は令和8年度末をもって閉園する。
※認定こども園への移行に伴い、西江原幼稚園、甲南保育園、芳井保育園、美星幼稚園、美星保育園は閉園する。
※当該年度12月末の時点で、翌年度の継続在園希望者及び入園希望者がいない場合は、当該年度末をもって閉園する。
- 3 今回の再編整備にあわせて、幼稚園の学区制を廃止する。
- 4 令和9年度以降における再編後の幼稚園の園児募集の停止に係る基準を次のとおり定める。
 - (1) 1学年の最低人数を4人とする。
(最低人数とは：役割を分担したり、互いに影響し合いながら活動を展開したりできる最小限の人数)
 - (2) 年度開始の4月1日に、いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合、翌年4月からの全ての学年の園児の募集を停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画

1 計画

公立就学前教育・保育施設の再編整備計画については、今後の井原市の就学前教育・保育施設のあり方についての答申を踏まえ、次のとおり定めることとします。計画期間については、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

1 公立の就学前教育・保育施設数は5園とする。

(1) 幼稚園は2園とし、荏原幼稚園及び出部幼稚園を継続する。

(2) 教育機能と保育機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園を3園とし、公立幼稚園及び保育園が設置されている西江原、芳井、美星地区の各園を順次移行する。

・西江原地区：西江原幼稚園＋甲南保育園 → 令和9年度から移行

・芳井地区：芳井幼稚園＋芳井保育園 → 令和9年度から移行

・美星地区：美星幼稚園＋美星保育園 → 令和10年度から移行

※芳井地区は芳井保育園の施設を、美星地区は美星幼稚園の施設を活用する。

※美星保育園は令和9年度末まで指定管理者制度による運営としている。

2 高屋幼稚園、大江幼稚園、稲倉幼稚園、県主幼稚園、木之子幼稚園、野上幼稚園、青野幼稚園、井原幼稚園は令和8年度末をもって閉園する。

※認定こども園への移行に伴い、西江原幼稚園、甲南保育園、芳井幼稚園、芳井保育園、美星幼稚園、美星保育園は閉園する。

3 今回の再編整備にあわせて、幼稚園の学区制を廃止する。

4 令和9年度以降における再編後の幼稚園の園児募集の停止に係る基準を次のとおり定める。

(1) 1学年の最低人数を4人とする。

(最低人数とは：役割を分担したり、互いに影響し合いながら活動を展開したりできる最小限の人数)

(2) 年度開始の4月1日に、いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合、翌年4月からの全ての学年の園児の募集を停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。

なお、今回の再編整備計画については、次の点を考慮しました。

・現在の園児数と、令和11年度までの教育・保育の量の見込みから、今後の1号認定の利用者は、120人程度であり、この定員を満たすこと。

・幼稚園については、3・4・5歳児の保育室に加えて、預かり保育室を別に備えることが可能であること。(この条件を満たす施設は、荏原、井原、出部の3園)

・施設管理の観点から、建築後の経過年数が極力短いこと。

・各施設の配置により、市民が利用しやすい就学前教育・保育サービスの提供が可能であること。